

12100

千葉県

千葉市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
令和2年度 千葉市所有 型企業立地 促進事業補 助金交付要 綱	R2.4 制定	<p>〈ちば共創企業重点立地事業〉</p> <p>① 対象業種： 「食品・健康生活実現型産業」</p> <p>② 対象地区： ネクストコア千葉菅田</p> <p>③ 対象施設： 工場、研究開発施設、事務所</p> <p>④ 投資・雇用条件： 下記 i と ii の合計額が2億円以上 i 取得固定資産評価額1億円以上 ii 常時雇用者数×10 百万円 (大型特例) 取得固定資産評価額が 50 億円以上</p>	<p>補助金</p> <p>【補助額】</p> <p>① 固定資産税・都市計画税の相当額： 取得した土地、家屋、償却資産の固定資産税・都市計画税の相当額を5年間(限度額年1億円) (大型特例) 同上6年間(限度額年5億円)</p> <p>② 法人市民税・事業所税の相当額 対象施設に係る法人市民税・事業所税の相当額を1年間(限度額年1億円) (大型特例) 同上(限度額年5億円)</p> <p>② 雇用奨励補助： i スタートアップ型 操業開始日を含む3カ月前から操業開始日より 12 ヶ月後の期間における本市在住新規常時雇用者、及び、本市に新規に転入した常時雇用者が、操業開始の日から1年経過した時点で本市内に住所を有した場合、単身者1人につき 30 万円、複数人世帯の場合 60 万円(上限1億 2,000 万円)</p> <p>ii フォローアップ型 判定起算日(操業開始日から1年後)から3年経過した時点で増加した本市在住新規常時雇用者、及び、本市に新規に転入した常時雇用者について、単身者1人につき 30 万円、複数人世帯の場合 60 万円(上限1億 2,000 万円) ※常時雇用者…新設事業所等で直接雇用されている、社会保険・雇用保険一般被保険者</p>
		<p>〈重点地域企業立地事業〉</p> <p>① 対象業種： 製造業、情報通信関連業、運輸業、卸小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、飲食サービス業、国家戦略特区関連産業、建設業・自動車整備業</p>	<p>補助金</p> <p>【補助額】</p> <p>① 固定資産税・都市計画税の相当額： 取得した土地、家屋、償却資産の固定資産税・都市計画税の相当額を3年間(限度額年1億円) (大型特例) 同上5年間(限度額年5億円)</p>

	<p>(新港経済振興地区のみ)</p> <p>※上場・公開企業、もしくは東証・名証1・2部上場企業の連結子会社、特定創業支援施設卒業企業、特定流通業務施設、国・地方公共団体等からの表彰実績等がある企業は、業種の制限なし</p> <p>② 対象地区： 工専・工業・準工業地域、商業地域・近隣商業地域(事務所のみ)、千葉都心地区、幕張新都心地区、蘇我特定地区、千葉土気緑の森工業団地、ちばリサーチパーク、ネクストコア千葉菅田、み春野流通パーク、IC周辺地域(千葉北、武石、蘇我、大宮、菅田の指定区域)</p> <p>③ 対象施設： 工場、研究開発施設、事務所、流通加工施設、環境関連施設(蘇我特定地区リサイクル機能ゾーンのみ)、社員寮(補助対象施設に付随して市街化区域に建設されたものに限る)</p> <p>※店舗部分は除く</p> <p>④ 投資・雇用条件： 下記 i と ii の合計額が2億円以上 i 取得固定資産評価額1億円以上 ii 常時雇用者数×10 百万円 (大型特例) 取得固定資産評価額が 50 億円以上</p>	<p>② 雇用奨励補助：</p> <p>i スタートアップ型 操業開始日を含む3カ月前から操業開始日より 12 ヶ月後の期間における本市在住新規常時雇用者、及び、本市に新規に転入した常時雇用者が、操業開始の日から1年経過した時点で本市内に住所を有した場合、単身者1人につき 30 万円、複数人世帯の場合 60 万円(上限1億 2,000 万円)</p> <p>ii フォローアップ型 判定起算日(操業開始日から1年後)から3年経過した時点で増加した本市在住新規常時雇用者、及び、本市に新規に転入した常時雇用者について、単身者1人につき 30 万円、複数人世帯の場合 60 万円(上限1億 2,000 万円)</p> <p>※常時雇用者…新設事業所等で直接雇用されている、社会保険・雇用保険一般被保険者</p>
	<p><本社立地事業></p> <p>① 対象業種： 製造業、情報通信関連業、運輸業、卸小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、飲食サービス業、国家戦略特区関連産業、建設業・自動車整備業(新港経済振興地区のみ)</p> <p>※上場・公開企業、もしくは東証・名証1・2部上場企業の連結子会社、特定創業支援施設卒業企業、特定流通業務施設、国・地方公共団体等からの表彰実績</p>	<p>補助金</p> <p>【補助額】</p> <p>① 固定資産税・都市計画税の相当額： 取得した土地、家屋、償却資産の固定資産税・都市計画税の相当額を5年間(限度額年5億円)</p> <p>② 雇用奨励補助： i スタートアップ型 操業開始日を含む3カ月前から操業開始日より 12 ヶ月後の期間における本市在住新規常時雇用者、及び、本市に新規に転入した常時雇用者が、操業開始の日から1年経過した時点で本市内に住所を</p>

	<p>等がある企業は、業種の制限なし</p> <p>② 対象地区： 工専・工業・準工業地域、商業地域・近隣商業地域（事務所のみ）、千葉都心地区、幕張新都心地区、蘇我特定地区、千葉土気緑の森工業団地、ちばリサーチパーク、ネクストコア千葉誉田、み春野流通パーク、IC周辺地域（千葉北、武石、蘇我、大宮、誉田の指定区域）</p> <p>③ 対象施設： 本社、及びそれに付帯する施設</p> <p>④ 投資・雇用条件： 下記 i と ii の合計額が2億円以上 i 取得固定資産評価額1億円以上 ii 常時雇用者数×10 百万円</p>	<p>有した場合、単身者1人につき 30 万円、複数人世帯の場合 60 万円（上限1億 2,000 万円）</p> <p>ii フォローアップ型 判定起算日（操業開始日から1年後）から3年経過した時点で増加した本市在住新規常時雇用者、及び、本市に新規に転入した常時雇用者について、単身者1人につき 30 万円、複数人世帯の場合 60 万円（上限1億 2,000 万円）</p> <p>※常時雇用者…新設事業所等で直接雇用されている、社会保険・雇用保険一般被保険者</p>
	<p><新港地区企業立地事業></p> <p>① 対象業種： 対象業種： 製造業、情報通信関連業、運輸業、卸小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、飲食サービス業、国家戦略特区関連産業、建設業・自動車整備業（新港経済振興地区のみ）</p> <p>※上場・公開企業、もしくは東証・名証1・2部上場企業の連結子会社、特定創業支援施設卒業企業、特定流通業務施設、国・地方公共団体等からの表彰実績等がある企業は、業種の制限なし</p> <p>② 対象地区： 新港経済振興地区、新港工業専用地区</p> <p>③ 対象施設： 工場、研究開発施設、事務所、流通加工施設、倉庫（経済振興地区のみ）、社員寮（補助対象施設に付随して市街化区域に建設されたものに限る）</p> <p>※店舗部分は除く</p> <p>④ 投資・雇用条件： 取得固定資産評価額1億円以上、また</p>	<p>補助金</p> <p>【補助額】</p> <p>① 固定資産税・都市計画税の相当額： 取得した土地、家屋、償却資産の固定資産税・都市計画税の相当額を5年間（限度額年1億円） （大型特例）同上5年間（限度額年5億円）</p> <p>② 雇用奨励補助： i スタートアップ型 操業開始日を含む3カ月前から操業開始日より 12 ヶ月後の期間における本市在住新規常時雇用者、及び、本市に新規に転入した常時雇用者が、操業開始の日から1年経過した時点で本市内に住所を有した場合、単身者1人につき 30 万円、複数人世帯の場合 60 万円（上限1億 2,000 万円）</p> <p>ii フォローアップ型 判定起算日（操業開始日から1年後）から3年経過した時点で増加した本市在住新規常時雇用者、及び、本市に新規に転入した常時雇用者について、単身者1人につき 30 万円、複数人世帯の場合 60 万円（上限1億 2,000 万円）</p> <p>※常時雇用者…新設事業所等で直接雇用されている、社会保険・雇用保険一般被保険者</p>

		<p>は、取得固定資産評価額3千万円以上かつ常時雇用者数5人以上 (大型特例) 取得固定資産評価額が50億円以上</p>	
		<p><特定流通業務施設立地事業> ① 対象業種:業種の制限なし ② 対象地区:市内全域 ③ 対象施設:特定流通業務施設 ※店舗部分は除く ※物流総合効率化法に規定する特定流通業務施設 ④ 投資・雇用条件: 下記 i と ii の合計額が2億円以上 i 取得固定資産評価額1億円以上 ii 常時雇用者数×10 百万円</p>	<p>補助金 【補助額】 ① 固定資産税・都市計画税の相当額: 取得した土地、家屋、償却資産の固定資産税・都市計画税の相当額を3年間(限度額年1億円) ② 雇用奨励補助: i スタートアップ型 操業開始日を含む3カ月前から操業開始日より 12ヶ月後の期間における本市在住新規常時雇用者、及び、本市に新規に転入した常時雇用者が、操業開始の日から1年経過した時点で本市内に住所を有した場合、単身者1人につき 30 万円、複数人世帯の場合 60 万円(上限1億 2,000 万円) ii フォローアップ型 判定起算日(操業開始日から1年後)から3年経過した時点で増加した本市在住新規常時雇用者、及び、本市に新規に転入した常時雇用者について、単身者1人につき 30 万円、複数人世帯の場合 60 万円(上限1億 2,000 万円) ※常時雇用者…新設事業所等で直接雇用されている、社会保険・雇用保険一般被保険者</p>
		<p><市内企業拠点拡充事業> ① 対象業種: 製造業、情報通信関連業、運輸業、卸小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、飲食サービス業、国家戦略特区関連産業、建設業・自動車整備業(新港経済振興地区のみ) ※上場・公開企業、もしくは東証・名証1・2部上場企業の連結子会社、特定創業支援施設卒業企業、特定流通業務施設、国・地方公共団体等からの表彰実績等がある企業は、業種の制限なし ② 対象地区:</p>	<p>補助金 【補助額】 ① 固定資産税・都市計画税の相当額: 取得した土地、家屋、償却資産の固定資産税・都市計画税の相当額を3年間(限度額年1億円) (大型特例) 同上3年間(限度額年5億円) ② 雇用奨励補助: i スタートアップ型 操業開始日を含む3カ月前から操業開始日より 12ヶ月後の期間における本市在住新規常時雇用者、及び、本市に新規に転入した常時雇用者が、操業開始の日から1年経過した時点で本市内に住所を</p>

		<p>工専・工業・準工業地域、商業地域・近隣商業地域(事務所のみ)、千葉都心地区、幕張新都心地区、蘇我特定地区、千葉土気緑の森工業団地、ちばリサーチパーク、ネクストコア千葉誉田、み春野流通パーク、IC周辺地域(千葉北、武石、蘇我、大宮、誉田の指定区域)</p> <p>③ 対象施設: 工場、研究開発施設、事務所、流通加工施設、環境関連施設(蘇我特定地区リサイクル機能ゾーンのみ)、倉庫(新港経済振興地区のみ)、社員寮(補助対象施設に付随して市街化区域に建設されたものに限る)、特定流通業務施設</p> <p>※店舗部分は除く</p> <p>④ 投資・雇用条件: 下記 i と ii の合計額が2億円以上</p> <p>i 新增設の取得固定資産評価額(土地・建物・構築物)1億円以上</p> <p>ii 常時雇用者数×10 百万円</p> <p>※新港地区については、取得固定資産評価額1億円以上(土地・建物・構築物の取得固定資産評価額 5 千万円以上を含むこと)</p> <p>(大型特例)</p> <p>取得固定資産評価額が 50 億円以上</p>	<p>有した場合、単身者1人につき 30 万円、複数人世帯の場合 60 万円(上限1億 2,000 万円)</p> <p>ii フォローアップ型</p> <p>判定起算日(操業開始日から1年後)から3年経過した時点で増加した本市在住新規常時雇用者、及び、本市に新規に転入した常時雇用者について、単身者1人につき 30 万円、複数人世帯の場合 60 万円(上限1億 2,000 万円)</p> <p>※常時雇用者…新設事業所等で直接雇用されている、社会保険・雇用保険一般被保険者</p>
<p>令和2年度 千葉市賃借 型企業立地 促進事業補 助金交付要 綱</p>	<p>R2.4 制定</p>	<p><ちば共創企業賃借立地事業></p> <p>①対象業種</p> <p>「IT・クリエイティブ産業」(情報通信業、映像等制作業及びその関連業種など)</p> <p>「食品・健康生活実現型産業」(食品製造業、医療機器製造業、医薬品製造業、植物工場及びその関連業種など)など</p> <p>「先端・素材型ものづくり関連産業」(各種製造業など)</p> <p>「国家戦略特区関連産業」(ドローン関連産業、自動運転関連産業など)</p> <p>②対象地区</p>	<p>補助金</p> <p>【補助額】</p> <p>① 賃借料の2/3を1年間(限度額:年1,000万円、本社特例により限度額 年 2,000 万円)</p> <p>② 法人市民税額の 2/3 を4年間 (本社、大型特例により法人市民税額の 1/1 を5年間)</p> <p>③ 雇用奨励補助:</p> <p>i スタートアップ型</p> <p>操業開始日を含む3カ月前から操業開始日より 12 ヶ月後の期間における本市在住新規常時雇用者、及び、本市に新規に転入した常時雇用者が、操業</p>

		<p>千葉都心地区、幕張新都心地区、蘇我特定地区</p> <p>③ 対象施設： 工場、研究開発施設、事務所、流通加工施設、環境関連施設（蘇我特定地区リサイクル機能ゾーンのみ）</p> <p>④ 事業所規模要件、雇用要件： 80 m²以上かつ常時雇用者数が3人以上、または、100 m²以上 （大型特例） 事業従事者数が50人以上</p>	<p>開始の日から1年経過した時点で本市内に住所を有した場合、単身者1人につき30万円、複数人世帯の場合60万円（上限1億2000万円）</p> <p>ii フォローアップ型 判定起算日（操業開始日から1年後）から3年経過した時点で増加した本市在住新規常時雇用者、及び、本市に新規に転入した常時雇用者について、単身者1人につき30万円、複数人世帯の場合60万円（上限1億2,000万円） ※常時雇用者…新設事業所等で直接雇用されている、社会保険・雇用保険一般被保険者</p>
		<p><市外企業賃借立地事業></p> <p>① 対象業種： 製造業、情報通信関連業、運輸業、卸小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、飲食サービス業、建設業・自動車整備業（新港経済振興地区のみ）、国家戦略特区・MICE 関連産業 ※上場・公開企業、もしくは東証・名証1・2部上場企業の連結子会社、特定創業支援施設卒業企業、特定流通業務施設、国・地方公共団体等からの表彰実績等がある企業は、業種の制限なし</p> <p>② 対象地区： 工専・工業・準工業地域、商業地域・近隣商業地域（事務所のみ）、千葉都心地区、幕張新都心地区、蘇我特定地区、千葉土気緑の森工業団地、ちばリサーチパーク、み春野流通パーク、IC周辺地域（千葉北、武石、蘇我、大宮、誉田の指定区域） ※大型特例は千葉都心地区、幕張新都心地区、蘇我特定地区のみ</p> <p>③ 対象施設： 工場、研究開発施設、事務所、流通加工施設、環境関連施設（蘇我特定地区リサイクル機能ゾーンのみ）</p> <p>④ 事業所規模要件、雇用要件：</p>	<p>補助金</p> <p>【補助額】</p> <p>① 賃借料の1/2を1年間（限度額：年300万円） （大型特例） 同上（限度額：年600万円）</p> <p>② 法人市民税額の1/2を3年間 （大型特例） 同上5年間</p> <p>③ 雇用奨励補助： i スタートアップ型 操業開始日を含む3カ月前から操業開始日より12ヶ月後の期間における本市在住新規常時雇用者、及び、本市に新規に転入した常時雇用者が、操業開始の日から1年経過した時点で本市内に住所を有した場合、単身者1人につき30万円、複数人世帯の場合60万円（上限1億2,000万円） ii フォローアップ型 判定起算日（操業開始日から1年後）から3年経過した時点で増加した本市在住新規常時雇用者、及び、本市に新規に転入した常時雇用者について、単身者1人につき30万円、複数人世帯の場合60万円（上限1億2,000万円） ※常時雇用者…新設事業所等で直接雇用されている、社会保険・雇用保険一般被保険者</p>

	<p>80 m²以上かつ常時雇用者数が3人以上、または、100 m²以上 (大型特例) 事業従事者数が 50 人以上</p>	
<p><本社賃借立地事業> ① 対象業種: 製造業、情報通信関連業、運輸業、卸小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、飲食サービス業、建設業・自動車整備業(新港経済振興地区のみ)、国家戦略特区・MICE 関連産業 ※上場・公開企業、もしくは東証・名証1・2部上場企業の連結子会社、特定創業支援施設卒業企業、特定流通業務施設、国・地方公共団体等からの表彰実績等がある企業は、業種の制限なし ② 対象地区: 工専・工業・準工業地域、商業地域・近隣商業地域(事務所のみ)、千葉都心地区、幕張新都心地区、蘇我特定地区、千葉土気緑の森工業団地、ちばリサーチパーク、み春野流通パーク、IC周辺地域(千葉北、武石、蘇我、大宮、誉田の指定区域) ※大型特例は千葉都心地区、幕張新都心地区、蘇我特定地区のみ ③ 対象施設: 工場、研究開発施設、事務所、流通加工施設、環境関連施設(蘇我特定地区リサイクル機能ゾーンのみ) ④ 雇用要件:常時雇用者数が3人以上(大型特例) 事業従事者数が 50 人以上 ⑤ 事務所規模要件:80 m²以上</p>	<p>補助金 【補助額】 ① 賃借料の 1/2 を1年間(限度額:年 500 万円) (大型特例) 同上(限度額:年 1,000 万円) ② 法人市民税相当額の 100%を3年間 (大型特例) 同上5年間 ③ 雇用奨励補助: i スタートアップ型 操業開始日を含む3カ月前から操業開始日より 12 ヶ月後の期間における本市在住新規常時雇用者、及び、本市に新規に転入した常時雇用者が、操業開始の日から1年経過した時点で本市内に住所を有した場合、単身者1人につき 30 万円、複数人世帯の場合 60 万円(上限1億 2,000 万円) ii フォローアップ型 判定起算日(操業開始日から1年後)から3年経過した時点で増加した本市在住新規常時雇用者、及び、本市に新規に転入した常時雇用者について、単身者1人につき 30 万円、複数人世帯の場合 60 万円(上限1億 2,000 万円) ※常時雇用者…新設事業所等で直接雇用されている、社会保険・雇用保険一般被保険者</p>	
<p><外資系企業賃借立地事業> ① 対象業種: 製造業、情報通信関連業、運輸業、卸小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技</p>	<p>補助金 【補助額】 ① 賃借料の 1/2 を3年間(限度額:累計 300 万円)</p>	

	<p>術サービス業、飲食サービス業、建設業・自動車整備業(新港経済振興地区のみ)、国家戦略特区・MICE 関連産業</p> <p>※上場・公開企業、もしくは東証・名証1・2部上場企業の連結子会社、特定創業支援施設卒業企業、特定流通業務施設、国・地方公共団体等からの表彰実績等がある企業は、業種の制限なし</p> <p>② 対象地区: 工専・工業・準工業地域、商業地域・近隣商業地域(事務所のみ)、千葉都心地区、幕張新都心地区、蘇我特定地区、千葉土気緑の森工業団地、ちばリサーチパーク、み春野流通パーク、IC周辺地域(千葉北、武石、蘇我、大宮、菅田の指定区域)</p> <p>※大型特例は千葉都心地区、幕張新都心地区、蘇我特定地区のみ</p> <p>③ 対象施設: 工場、研究開発施設、事務所、流通加工施設、環境関連施設(蘇我特定地区リサイクル機能ゾーンのみ)</p> <p>④ 雇用要件:事業従事者数が3人以上(ただし、役員または常時雇用人員のいずれか1人を含むこと)</p> <p>⑤ 事業所規模要件:下限なし</p>	<p>※姉妹友好都市の所在する国(パラグアイ、カナダ、米国、フィリピン、中国、スイス)からの進出企業についての補助限度額は、累計年 500 万円</p> <p>② 法人市民税相当額の1/2を3年間</p> <p>③ 雇用奨励補助: i スタートアップ型 操業開始日を含む3カ月前から操業開始日より 12 ヶ月後の期間における本市在住新規常時雇用者、及び、本市に新規に転入した常時雇用者が、操業開始の日から1年経過した時点で本市内に住所を有した場合、単身者1人につき 30 万円、複数人世帯の場合 60 万円(上限1億 2,000 万円)</p> <p>ii フォローアップ型 判定起算日(操業開始日から1年後)から3年経過した時点で増加した本市在住新規常時雇用者、及び、本市に新規に転入した常時雇用者について、単身者1人につき 30 万円、複数人世帯の場合 60 万円(上限1億 2,000 万円)</p> <p>※常時雇用者…新設事業所等で直接雇用されている、社会保険・雇用保険一般被保険者</p>
	<p><特定創業支援施設卒業企業賃借立地事業></p> <p>① 対象業種:業種の制限なし</p> <p>② 対象地区: 工専・工業・準工業地域、商業地域・近隣商業地域(事務所のみ)、千葉都心地区、幕張新都心地区、蘇我特定地区、千葉土気緑の森工業団地、ちばリサーチパーク、み春野流通パーク、IC周辺地域(千葉北、武石、蘇我、大宮、菅田の指定区域)</p> <p>③ 対象施設:</p>	<p>補助金</p> <p>【補助額】</p> <p>① 賃借料の1/3を1年間(限度額:年 100 万円)</p> <p>② 雇用奨励補助: i スタートアップ型 操業開始日を含む3カ月前から操業開始日より 12 ヶ月後の期間における本市在住新規常時雇用者、及び、本市に新規に転入した常時雇用者が、操業開始の日から1年経過した時点で本市内に住所を有した場合、単身者1人につき 30 万円、複数人世帯の場合 60 万円(上限1億 2,000 万円)</p> <p>ii フォローアップ型</p>

		<p>工場、研究開発施設、事務所、流通加工施設、環境関連施設(蘇我特定地区におけるリサイクル機能ゾーンのみ)</p> <p>※店舗部分は除く</p> <p>④ 雇用要件: 事業に従事する者が3人以上(ただし、役員または常時雇用人員のいずれか1人を含むこと)</p> <p>⑤ 事務所規模要件:下限なし</p>	<p>判定起算日(操業開始日から1年後)から3年経過した時点で増加した本市在住新規常時雇用者、及び、本市に新規に転入した常時雇用者について、単身者1人につき 30 万円、複数人世帯の場合 60 万円(上限1億 2,000 万円)</p> <p>※常時雇用者…新設事業所等で直接雇用されている、社会保険・雇用保険一般被保険者</p>
		<p><特定流通業務施設賃借立地事業></p> <p>① 対象業種:業種の制限なし</p> <p>② 対象地区:市内全域</p> <p>③ 対象施設:特定流通業務施設</p> <p>※店舗部分は除く</p> <p>※物流総合効率化法に規定する特定流通業務施設</p> <p>④ 雇用要件:雇用要件なし</p> <p>⑤ 事業規模要件:事業規模要件なし</p>	<p>補助金</p> <p>【補助額】</p> <p>① 賃借料の1/2を1年間(限度額:年 500 万円)</p> <p>② 法人市民税相当額の1/2を3年間</p> <p>③ 雇用奨励補助: i スタートアップ型 操業開始日を含む3カ月前から操業開始日より 12 ヶ月後の期間における本市在住新規常時雇用者、及び、本市に新規に転入した常時雇用者が、操業開始の日から1年経過した時点で本市内に住所を有した場合、単身者1人につき 30 万円、複数人世帯の場合 60 万円(上限1億 2,000 万円)</p> <p>ii フォローアップ型 判定起算日(操業開始日から1年後)から3年経過した時点で増加した本市在住新規常時雇用者、及び、本市に新規に転入した常時雇用者について、単身者1人につき 30 万円、複数人世帯の場合 60 万円(上限1億 2,000 万円)</p> <p>※常時雇用者…新設事業所等で直接雇用されている、社会保険・雇用保険一般被保険者</p>
		<p><市内企業賃借拠点拡充事業></p> <p>① 対象業種: 製造業、情報通信関連業、運輸業、卸小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、飲食サービス業、建設業・自動車整備業(新港経済振興地区のみ)、国家戦略特区・MICE 関連産業</p> <p>※上場・公開企業、もしくは東証・名証1・</p>	<p>補助金</p> <p>【補助額】</p> <p>① 賃借料(増加分)の1/2(上限 300 万円)(本社)(大型特例)(市外拠点集約)同上(上限 600 万円)</p> <p>② 法人市民税相当額(増加分)の1/2を3年間</p>

		<p>2部上場企業の連結子会社、特定創業支援施設卒業企業、特定流通業務施設、国・地方公共団体等からの表彰実績等がある企業は、業種の制限なし</p> <p>② 対象地区： 工専・工業・準工業地域、商業地域・近隣商業地域（事務所のみ）、千葉都心地区、幕張新都心地区、蘇我特定地区、千葉土気緑の森工業団地、ちばリサーチパーク、み春野流通パーク、IC周辺地域（千葉北、武石、蘇我、大宮、誉田の指定区域）</p> <p>③ 対象施設： 工場、研究開発施設、事務所、流通加工施設、環境関連施設（蘇我特定地区リサイクル機能ゾーンのみ）、倉庫（新港経済振興地区のみ） ※店舗部分は除く</p> <p>④ 雇用要件： 対象施設で常時雇用者数10人以上の増加 既存の対象施設の移転を伴う場合は、常時雇用者数50人以上の増加 （大型特例：事業従事者数が50人以上の増加） （本社機能等を移転する場合にあっては25人以上の増加）</p> <p>⑤ 事務所規模要件： 新規拠点を設置、もしくは、既存拠点を増設（80㎡以上）</p>	<p>（本社） （大型特例） （市外拠点集約） 同上を5年間</p> <p>③ 雇用奨励補助： i スタートアップ型 操業開始日を含む3カ月前から操業開始日より12ヶ月後の期間における本市在住新規常時雇用者、及び、本市に新規に転入した常時雇用者が、操業開始の日から1年経過した時点で本市内に住所を有した場合、単身者1人につき30万円、複数人世帯の場合60万円（上限1億2,000万円） ii フォローアップ型 判定起算日（操業開始日から1年後）から3年経過した時点で増加した本市在住新規常時雇用者、及び、本市に新規に転入した常時雇用者について、単身者1人につき30万円、複数人世帯の場合60万円（上限1億2,000万円） ※常時雇用者…新設事業所等で直接雇用されている、社会保険・雇用保険一般被保険者</p>
<p>令和2年度 千葉市累積 投資型企業 立地促進事 業補助金交 付要綱</p>	<p>R2.4 制定</p>	<p><新規取得><追加投資></p> <p>① 対象業種： 製造業、情報通信関連業、運輸業、卸小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、飲食サービス業、国家戦略特区関連産業、建設業・自動車整備業（新港経済振興地区のみ） ※上場・公開企業、もしくは東証・名証1・</p>	<p>補助金</p> <p>【補助額】</p> <p>① 固定資産税・都市計画税の相当額： 取得した土地、家屋、償却資産の固定資産税・都市計画税の相当額を3年間（限度額年1億円）</p>

		<p>2部上場企業の連結子会社、国・地方公共団体等からの表彰実績等がある企業は、業種の制限なし</p> <p>② 対象地区： 工専・工業・準工業地域、商業地域・近隣商業地域（事務所のみ）、千葉都心地区、幕張新都心地区、蘇我特定地区、ちばリサーチパーク、ネクストコア千葉誉田、み春野流通パーク、IC周辺地域（千葉北、武石、蘇我、大宮、誉田の指定区域）</p> <p>③ 対象施設： 工場、研究開発施設、事務所、流通加工施設、環境関連施設（蘇我特定地区リサイクル機能ゾーンのみ）、倉庫（新港経済振興地区のみ）、社員寮（補助対象施設に付随して市街化区域に建設されたものに限る）</p> <p>※店舗部分は除く</p> <p>④ 投資・雇用条件： 操業開始から3年以内に、 下記 i と ii の合計額が2億円以上 i 取得固定資産評価額1億円以上 ii 常時雇用者数×10 百万円 （操業開始時に最低投資額として取得固定資産評価額3千万円以上の投資がなされていること）</p>	
令和2年度 千葉市農業 法人立地促 進事業補助 金交付要綱	R2.4 制定	<p><農業法人立地促進事業></p> <p>① 対象業種：農業 対象となる農業法人 会社法第2条第1号に規定する会社及びそれと同等の税込及び雇用効果が見込まれると市長が認める法人で農業を営む者</p> <p>事業者の要件 ・設立後3年以上経過している企業 ・直近3年間で平均して経常利益が確</p>	<p>補助金</p> <p>【補助額】</p> <p>① 固定資産税・都市計画税の相当額： 取得した土地、家屋、償却資産の固定資産税・都市計画税の相当額を3年間（限度額年1億円） （大型特例）同上5年間（限度額年1億円）</p> <p>② 土地・施設・設備の賃借料に対する補助 賃借料の1/2（限度額年1億円）</p> <p>② 雇用奨励補助： i スタートアップ型 操業開始日を含む3カ月前から操業開始日より 12</p>

	<p>保されて いること</p> <p>*ただし上場企業または上場子会社に類する資本関係や事業基盤等を有すると認められる場合、上の要件を満たすものとして取り扱うことができる。</p> <p>② 対象地区:市内全域</p> <p>③ 対象施設:農場</p> <p>④ 投資・雇用条件: 取得固定資産評価額1億円以上の農場の整備 または、取得(賃借)敷地面積1ha以上の農場の整備</p>	<p>ヶ月後の期間における本市在住新規常時雇用者、及び、本市に新規に転入した常時雇用者が、操業開始の日から1年経過した時点で本市内に住所を有した場合、単身者1人につき 30 万円、複数人世帯の場合 60 万円(上限1億 2,000 万円)</p> <p>ii フォローアップ型</p> <p>判定起算日(操業開始日から1年後)から3年経過した時点で増加した本市在住新規常時雇用者、及び、本市に新規に転入した常時雇用者について、単身者1人につき 30 万円、複数人世帯の場合 60 万円(上限1億 2,000 万円)</p> <p>※常時雇用者…新設事業所等で直接雇用されている、社会保険・雇用保険一般被保険者</p>
--	--	--

12202

千葉県

銚子市

〈補助金, 融資, 奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
銚子市企業立地等 促進事業補助金交 付要綱	H29.4	・対象施設:製造業、流通加工施設、植物工場、陸上養殖施設、情報サービス業、観光業、宿泊業(全区分共通)	
		(企業誘致) ①新規所有型補助金 ・新規の立地 ・敷地面積 500 m ² 以上 ・常時雇用者5人以上 ・市町村税の完納 ②新規賃借型補助金 ・新規の立地 ・市内のビル等を賃借 ・常時雇用者3人以上 ・市町村税の完納 ③雇用創出補助金 ・「新規所有型補助金」または「新規賃借型補助金」の対象 ④通信費等補助金 ・「新規所有型補助金」または「新規賃借型補助金」の対象	(企業誘致) ① 新規所有型補助金 ・補助額:固定資産税及び都市計画税相当額 ・限度額:上限なし ・期間:5年 ②新規賃借型補助金 ・補助額:ビル等の賃借料の 1/2 以内 ・限度額:1年度につき 100 万円 ・期間:2年 ③雇用創出補助金 ・補助額:市内に住所がある常時雇用者1人につき 20 万円 ・限度額:1,000 万円 ・期間:1回限り ④通信費等補助金 ・補助額:通信回線使用料等の 1/2 以内 ・限度額:1年度につき 60 万円 ・期間:2年
		(再投資補助金) ・市内で3年以上操業 ・投下固定資産額2億円以上 ・事業従事者数の維持 ・市町村税の完納	(再投資補助金) ・補助額:固定資産税及び都市計画税相当額の 1/2 以内 ・限度額:1年度につき 1,000 万円 ・期間:3年

12204

千葉県

船橋市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
船橋市立地 等企業促進 事業補助金 交付要綱	H27.4 制定	○事務所立地(本社)	①家屋に係る不動産取得税相当額
	H28.4 改正	商業系又は工業系の用途地域に延べ床面積 250 m ² 以上かつ常時雇用者 25 人以上の事務所を新たに設置	②家屋に係る固定資産税相当額(都市計画税含む)
	H29.4 改正	※ものづくり、食品、バイオ・ライフサイエンス、IT エレクトロニクス関連企業は延べ床面積 150 m ² 以上かつ常時雇用者7人以上	③償却資産に係る固定資産税相当額 ①～③の合計額を上限1億円とし、3年間補助 ※成長産業に係る工場等の立地は、上記合計額に、家屋に係る固定資産税相当額及び償却資産に係る固定資産税相当額の合計額に十分の二を乗じて得た額を加算した額 ※千葉県の上記の立地に係る補助金と重複する補助については対象外
H30.4 改正			
H31.4 改正			
R2.4 改正		○研究所・工場立地 工業系用途地域に敷地面積 500 m ² 以上かつ常時雇用者5人以上の自然科学研究所、製造業の工場又は流通加工施設のいずれかを新たに設置	①家屋に係る不動産取得税相当額 ②家屋に係る固定資産税相当額(都市計画税含む) ③償却資産に係る固定資産税相当額 ①～③の合計額を上限1億円とし、1年間補助 ※成長産業に係る工場等の立地は、当該合計額に、家屋に係る固定資産税相当額及び償却資産に係る固定資産税相当額の合計額に十分の二を乗じて得た額を加算した額 ※千葉県の上記の立地に係る補助金と重複する補助については対象外
		○既存工場等への設備投資 市内に製造業の工場、自然科学研究所、流通加工施設を有するものが増築、改築、又は償却資産を取得 ・市内操業実績3年以上、雇用維持、事業の高度化 ・大企業の場合 投下固定資産額2億円以上 ・中小企業者の場合 投下固定資産額2千万円以上 ・小規模企業の場合 投下固定資産額1千万円以上	①家屋に係る不動産取得税相当額 ②家屋に係る固定資産税相当額(都市計画税含む) ③償却資産に係る固定資産税相当額 ①～③の合計額を上限1億円とし、3年間補助 ※成長産業に係る工場等の立地は、当該合計額に、家屋に係る固定資産税相当額及び償却資産に係る固定資産税相当額の合計額に十分の二を乗じて得た額を加算した額 ※千葉県の上記の立地に係る補助金と重複する補助については対象外

	○雇用奨励制度 上記のいずれかの補助金を活用し、新たに正規雇用をすること	・新たな正規雇用者1人につき 36 万円 ・新たな正規雇用者かつ博士号の学位を有し、研究開発に従事する者1人につき 60 万円 ※合計額を上限6千万とし、1年間補助
--	---	--

※成長産業

指定業種	日本標準産業分類上の業種名
ものづくり関連産業	石油製品・石炭製品製造業 プラスチック製品製造業 鉄鋼業 非鉄金属製造業 金属製品製造業 一般機械器具製造業 電気機械器具製造業 情報通信機械器具製造業 電子部品・デバイス製造業 輸送用機械器具製造業(ただし、鉄道車両・同部品製造業 船舶製造・修理業、船用機関製造業を除く) 精密機械器具製造業
食品関連産業	食品製造業 飲料・たばこ・飼料製造業(ただし、たばこ製造業を除く)
バイオ・ライフサイエンス関連産業	食品製造業 飲料・たばこ・飼料製造業(ただし、たばこ製造業を除く) パルプ・紙・紙加工品製造業 化学工業 一般機械器具製造業 電気機械器具製造業 精密機械器具製造業
情報通信・エレクトロニクス関連産業	化学工業 窯業・土石製品製造業 非鉄金属製造業 一般機械器具製造業 電気機械器具製造業 情報通信機械器具製造業 電子部品・デバイス製造業 精密機械器具製造業

12205

千葉県

館山市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
○製造業、旅館業 ・個人、資本金 1,000 万円以下の法人 ⇒500 万円以上 ・資本金 1,000 万円超～5,000 万円以下の法人 ⇒1,000 万円以上 ・資本金 5,000 万円超の法人 ⇒2,000 万円以上 ○農林水産物等販売業、情報サービス業等 ⇒500 万円以上	—	(半島振興地域) 不均一課税	固定資産税 初年度税率 0.14/100 2年度税率 0.35/100 3年度税率 0.70/100	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
館山市企業立地及び雇用の促進に関する条例	H25.7.1	製造業、観光に関する事業、旅館・ホテルの事業、情報サービス業	○立地奨励金 ・投下固定資産総額 新設の場合1億円(中小企業5千万円)以上 増設の場合5千万円(中小企業2千万円)以上 ・雇用者数 新規常用雇用者5人以上(中小企業2人以上)増設の場合はこの限りではない ・奨励制度 固定資産税、都市計画税相当額を限度に3年間 ○雇用促進奨励金 ・投下固定資産総額 新設の場合1億円(中小企業5千万円)以上 増設の場合5千万円(中小企業2千万円)以上 ・雇用者数 新規常用雇用者5人以上(中小企業2人以上)増設の場合はこの限りではない ・奨励制度 新規常用雇用者1人 10 万円(上限2千万円)

			1回限り
館山市企業誘致補助金	H30.4.1	<p>製造業、情報通信業で、空き店舗等を活用して、事業を行う企業</p> <p>主な交付要件は市外に本社がある企業で、市内の空き店舗等を活用し、新たに事業所を開設する企業</p>	<p>企業誘致補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の家賃 ・購入又は賃貸した建物の改修費、通信回線使用料、通信機器等のリース料、事務機器取得費 <p>補助率 2分の1以内</p> <p>補助限度額 100万円</p> <p>補助期間 初年度の交付決定の日から起算して1年以内</p>

12206

千葉県

木更津市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
木更津市産業立地促進条例	H20.4 制定 H23.4 改正 H26.4 改正 H28.4 改正 H29.3 改正 R2.4 改正	<p>対象地域 《企業立地奨励金》 次に掲げる地域等 (ア) 準工業地域、工業地域、工業専用地域 (イ) 市街化調整区域において都市計画決定された地区計画の区域 (ウ) ①木更津都市計画築地地区地区計画の区域(以下、「築地地区地区計画」) ②木更津市中心市街地活性化基本計画に定められた区域 (エ) ①木更津都市計画事業金田西特定土地地区画整理事業施行地区の区域 ②木更津都市計画事業金田東特定土地地区画整理事業施行地区の区域 (オ) 市内のインターチェンジから半径5キロメートル以内の区域(次号(カ)に掲げる施設の立地に限る。) 《大規模投資企業立地奨励金》 市内全域</p> <p>対象となる事業施設 (ア) 工場 (イ) 研究所、学術的研究、試験・開発研究を行う施設(産業分類 学術・開発研究機関の用に供する施設) (ウ) 情報関連施設(産業分類 情報サービス業、その他の固定電気通信業又はコールセンターの用に供する施設) (エ) 物流業務施設(産業分類 道路貨物運送業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業の用に供する施設) (オ) 計画推進施設(①築地地区地区計画の土地利用の方針に定められた施設、②木更津市中心市街地活性化基本計画に基づく施策を推進するための施設) (カ) 農業関連施設(産業分類 耕種農業の用に供する施設) (キ) その他の施設(産業振興に寄与するものと市長が特に認める施設(※(ア)から(カ)までに掲げるものを除く。)</p>	<p>《企業立地奨励金》 ◎要件 ○対象地域「対象地域(ア)~(オ)」 ○立地する事業施設「対象となる事業施設(ア)~(カ)」 ○対象となる投下固定資産額等 (1) 投下固定資産額(増設の場合にあつては、当該増設に係る投下固定資産額に限る。)が 1 億円以上(計画推進施設にあつては 10 億円以上)であること。 (2) 事業施設の常用雇用者(増設の場合にあつては、当該増設に係る常用雇用者に限る。)が5人以上(計画推進施設にあつては 30 人以上)であること。 (3) 環境に十分配慮された事業施設であること。 ◎奨励措置 固定資産税収納額相当額の範囲内の額。ただし、市内に新たに事業施設を設置する法人については、固定資産税収納額相当額に法人市民税収納額相当額の2分の1の額を加えた額の範囲内の額 ◎交付対象期間 ①固定資産税収納額相当額の範囲内における額の奨励金は、事業施設の主たる施設が操業を開始した日の翌年の4月1日から起算して3年間 ②法人市民税収納額相当額の2分の1の額の範囲内における額の奨励金は、事業施設の主たる施設が操業を開始した日から、操業を開始した日から2年の間に到来する最後の事業年度終了の日まで ③かずさアカデミアパーク地区に立地した研究所及び中小企業基本法第2条に規定する中小企業者については5年間 ◎交付時期 交付対象期間における各年度の固定資産税及び法人市民税の納期限が属する年度の翌年度</p> <p>《大規模投資企業立地奨励金》 ◎要件 ○対象地域「市内全域」 ○立地する事業施設「対象となる事業施設(キ)」 ○対象となる投下固定資産額等</p>

		<p>(1) 投下固定資産額(増設の場合にあつては、当該増設に係る投下固定資産額に限る。)が10億円以上であること。</p> <p>(2) 事業施設の常用雇用者(増設の場合にあつては、当該増設に係る常用雇用者に限る。)が5人以上であること。</p> <p>(3) 事業の用に供する土地の面積が10ヘクタール以上であること。</p> <p>(4) 環境に十分配慮された事業施設であること。</p> <p>◎奨励措置 企業立地奨励金に同じ</p> <p>◎交付対象期間 企業立地奨励金に同じ</p> <p>◎交付時期 企業立地奨励金に同じ</p>
--	--	---

詳しくはこちら([木更津市助成制度のご案内](#))

12207

千葉県

松戸市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
松戸市企業立地促進補助金交付要綱	H25. 6	<p>○工場(研究開発施設を含む。以下同じ。)、流通加工施設、植物工場、商業施設、事務所を市内に新規立地すること。</p> <p>※物流加工施設は新規所有型のみ対象となる。</p> <p>○立地計画書の提出の日前に市内に事業所を有していないこと。</p> <p>○原則として常時雇用者が10人以上であること。</p> <p>※ITコンテンツ関連及び先端産業関連の事務所の場合には常時雇用者が5人以上、流通加工施設及び商業施設の場合には常時雇用者が20人以上であること。</p> <p>○5年間は事業を継続すること。</p>	<p>1. 新規所有型企業立地促進補助金</p> <p><補助額></p> <p>○固定資産税及び都市計画税相当額の2分の1以内(限度額3,000万円)</p> <p>※立地施設を本店として登記する場合には、補助率3分の2以内(限度額3,000万円)</p> <p>○認定期間内に雇用した新規常時雇用者1人当たり月額2万円(限度額500万円)</p> <p><補助期間></p> <p>3年間</p>
		<p>○工場または本社を市内で既に操業している企業が、工場または本社を市内に別事業所として整備すること(市内において移転する場合を含む)、又は隣接地若しくは敷地内に一体的な施設として整備すること。</p> <p>○投下固定資産額が3,000万円以上であること。</p> <p>○類型に応じた雇用要件。</p> <p>○5年間は事業を継続すること。</p>	<p>2. 新規賃借型企業立地促進補助金</p> <p><補助額></p> <p>○賃借料(土地・家屋)の3分の1以内(限度額500万円)</p> <p>○認定期間内に雇用した新規常時雇用者1人当たり月額2万円(限度額500万円)</p> <p><補助期間></p> <p>3年間</p>
		<p>○工場または本社を市内で既に操業している企業が、工場または本社を市内に別事業所として整備すること(市内において移転する場合を含む)、又は隣接地若しくは敷地内に一体的な施設として整備すること。</p> <p>○投下固定資産額が3,000万円以上であること。</p> <p>○類型に応じた雇用要件。</p> <p>○5年間は事業を継続すること。</p>	<p>3. 再投資型企業立地促進補助金</p> <p><補助額></p> <p>○固定資産税及び都市計画税相当額の3分の1以内(限度額2,000万円)</p> <p><補助期間></p> <p>3年間</p>

12208

千葉県

野田市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
野田市関宿はやま工業団地企業誘致条例	H15.5	<p>関宿はやま工業団地内において、工場等を新設して事業を行う事業者で、次の要件のいずれにも該当する事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○投下固定資産の総額が3億円以上であること ○常時雇用従業員数が30人以上であること ○土地取得後、3年以内に工場等の操業を開始していること ○市税を滞納していないこと 	<p>奨励金</p> <p>初年度 固定資産税に相当する額の10分の10以内</p> <p>2年度 固定資産税に相当する額の10分の7以内</p> <p>3年度 固定資産税に相当する額の10分の3以内 (各年度上限1,000万円)</p>
野田市立地企業補助金交付規則	H27.9	<p>工場等を市内に設置する事業者で、次の要件のいずれにも該当する事業者</p> <p>(新規立地)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○製造業又は流通加工業の用に供する施設その他地域経済の活性化に資するものとして市長が特に認める施設を設置し、操業すること ○設置する工場等の敷地面積が1,000平方メートル以上であること ○操業を開始する日において事業従事者が10人以上であること ○市税を滞納していないこと <p>(再投資)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○製造業の用に供する施設又は自然科学研究所を千葉県内に既に設置し、操業している企業が、工場等を新築し、増築し、又は改築し、操業すること ○投下固定資産額が10億円以上であること ○再投資に係る操業を開始する日において事業従事者の数が、野田市立地計画認定申請書を市長に提出した日における事業従事者の数以上であること ○工場等の拠点の集約化等の事業高度化に資するもの 	<p>補助金</p> <p>土地(借地を含む)に係る固定資産税に相当する額の3分の1の額 (上限100万円)</p>

		であること ○千葉県内において、3年以上操業していること ○市税を滞納していないこと	
--	--	--	--

12210

千葉県

茂原市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
茂原市企業立地促進条例	H17.4 施行	(工業地域又は準工業地域) ①投下固定資産総額が3億円以上で、かつ新規正規雇用者数 30 人以上 ②投下固定資産総額が 50 億円以上で、かつ新規正規雇用者数 50 人以上 ③投下固定資産総額が 200 億円以上で、かつ新規正規雇用者数 100 人以上 ④投下固定資産総額が 700 億円以上で、かつ新規正規雇用者数 300 人以上	企業立地奨励金 (工業地域又は準工業地域) ①指定施設に係る固定資産税相当額の 90/100 に相当する額(5 千万円を限度とする)を3年間交付 (交付限度額総額 1 億 5 千万円) ②指定施設に係る固定資産税相当額の 85/100 に相当する額(1 億円を限度とする)を4年間交付 (交付限度額総額 4 億円) ③指定施設に係る固定資産税相当額の 80/100 に相当する額(1億 4,000 万円を限度とする)を5年間交付 (交付限度額総額7億円) ④指定施設に係る固定資産税相当額の 75/100 に相当する額(2 億円を限度とする)を 5 年間交付 (交付限度額総額 10 億円)
		(農工地区) ①事業所の新設 投下固定資産総額2億円以上で、かつ新規正規雇用者数 30 人以上 ②事業所の増設又は移転 投下固定資産総額 5,000 万円以上で、かつ新規正規雇用者数 15 人以上	企業立地奨励金 (農工地区) ①指定施設に係る固定資産税相当額(2 億円を限度とする)を3年間交付 (交付限度額総額 6 億円) ②指定施設に係る固定資産税相当額(1 億円を限度とする)を3年間交付 (交付限度額総額 3 億円)
		(工業地域又は準工業地域、農工地区) ①市内に住所を有する新規正規雇用者数	雇用促進奨励金 (工業地域又は準工業地域、農工地区) ①市内に住所を有する新規正規雇用者の数に 10 万円を乗じて得た額 (1,000 万円を限度)

12211

千葉県

成田市

〈補助金, 融資, 奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
成田市企業誘致条例	H18.3	○投下固定資産額5億円以上かつ常用雇用者数 30 人以上の工場又は事業所を新設。(大栄物流団地・野毛平工業団地・豊住工業団地・大栄工業団地を除く地域については, 製造業, 植物工場, 農業, 通信業, 情報サービス業, インターネット附随サービス業, 道路貨物運送業, 倉庫業, 運輸に附帯するサービス業, 飲食料品卸売業, 学術・開発研究機関, 宿泊業, 職員教育施設・支援業などの指定業種)	誘致奨励金 ○固定資産税納税に相当する額 適用期間 3年間
		○市内(大栄物流団地・野毛平工業団地・豊住工業団地・大栄工業団地を除く)に本社を新たに設置し, 常用雇用者数 100 人以上を雇用していること(中小企業は 50 人以上)。	雇用奨励金 ○正規雇用者1人 10 万円/年 非正規雇用者1人5万円/年 適用期間 3年間 操業時より1年経過日 1年以上雇用されている数に応じて 2年経過日 1年経過日から増加した雇用者数のうち1年以上雇用されている数に応じて 3年経過日 1年経過日, 2年経過日のいずれか多い雇用者数から増加した数のうち1年以上雇用されている数に応じて

12212

千葉県

佐倉市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
佐倉市企業 誘致・再投資 促進助成金 交付要綱	H11.4		助成金
	H18.4 改正	日本標準産業分類のうち指定した企業 で、市内の工業団地等に事業所又は 生産加工設備を新設しようとする企業 ○投下固定資産総額 1億円以上 ○常時雇用従業員 10人以上	企業誘致促進助成金
	H21.4 改正		○助成額
	H23.4 改正		・当該土地、家屋、償却資産(5年以上の契約で賃 借しているもの(以下「リース資産」という。)を含 む。)に係る固定資産税及び都市計画税の納付 額に相当する額の範囲内
H24.10 改正	○助成期間		
H25.9 改正		・原則5年以内。	
H26.4 改正		・ただし、本社立地企業については原則7年以内 (リース資産は5年以内)	
H28.3 改正			
		日本標準産業分類のうち指定した企業 で、市内の工業団地等に事業所又は 生産加工設備を増設しようとする企業 ○投下固定資産総額 1億円以上 ○常時雇用従業員 10人以上	再投資促進助成金
			○助成額
			・当該土地、家屋、償却資産(5年以上の契約で賃 借しているもの(以下「リース資産」という。)を含 む。)に係る固定資産税及び都市計画税の納付 額に相当する額の範囲内
			○助成期間
			・原則5年以内。
			・ただし、本社立地企業については原則7年以内 (リース資産は5年以内)
		企業立地促進助成金の適用を受けて おり、かつ、緑化推進のための協定等 を締結し、緑化推進のために植栽をし 維持管理していること	緑化推進奨励金
			○助成額
			・植栽及び維持管理に要した経費に相当する額の 2分の1以内の額(助成対象期間内で限度額 100万円)
			○助成期間
			・5年以内
		テナントとしてビル等に入居し、雇用従 業員数が5人以上のもの(市内企業は 原則除く)	賃貸型立地促進助成金
			○助成額
			・年間テナント賃借料の2分の1以内の額(年間限 度額 150万円。ただし、本社立地企業について

			は300万円。) ○助成期間 ・原則3年以内
		企業立地促進助成金又は賃貸型立地促進助成金の適用を受けており、かつ、情報機器を賃借すること	賃貸型情報機器助成金 ○助成額 ・情報機器賃借料の2分の1以内の額 (年間限度額 50 万円) ○助成期間 ・原則3年以内
		企業立地促進助成金又は賃貸型立地促進助成金の適用を受けており、かつ、市内に住所を有する者又は市内に転入する者を雇用保険一般被保険者及び厚生年金保険被保険者として操業開始年月日の前後3か月以内に新規に1年間以上継続して雇用したもの	地元雇用促進奨励金 ○助成額 ・被用者1人当たり年間 10 万円 ○助成期間 ・被用者が被保険者の資格を取得した日から3年以内
佐倉市地域 総合整備資金貸付要綱	H25.9 H26.4	次の各号のいずれにも該当する事業(※1)を行う民間事業者等 (1)公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されるもの (2)事業の営業開始に伴い、事業地域内において5人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの (3)貸付対象費用の総額(用地取得費を除く。)が2,500万円以上のもの (4)用地取得等の契約後5年以内に事業の営業開始が行われるもの ※1 次に掲げる施設を整備する事業を除く。 (1)第三者に売却し、又は分譲することを予定する施設 (2)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供される施設	融資 市が金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援し、もって活力と魅力ある地域づくりの推進に寄与するため、財団法人地域総合整備財団の支援を得て、予算の範囲内において民間事業者等に対して行う無利子資金の貸付け(いわゆる「ふるさと融資」)を行う。 ○貸付限度額 ・貸付対象費用(設備の取得等に係る費用及び当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用)から国庫補助金等の額を控除した額の 35 パーセント以内(上限 10 億 5,000 万円(貸付対象事業が1会計年度を越えて実施される場合であって、複数の施設を一体的かつ複合的に整備するものであるときは、15 億 7,000 万円)) (※2) ※2 平成 33 年3月 31 日までの間は、45 パーセント以内(上限 16 億 8,000 万円(貸付対象事業が1会計年度を越えて実施される場合であって、複数の施設を一体的かつ複合的に整備するものであるときは、25 億 3,000 万円)) ○貸付利率 ・無利子

			<ul style="list-style-type: none">○償還期間・15年(5年以内の据置期間を含む。)以内○債権の保全・民間金融機関等确实な保証人の連帯保証を徴する。
--	--	--	---

詳しくはこちら([佐倉市ホームページ](#))

12213

千葉県

東金市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
東金市企業誘致条例	H8.3	〈地域〉 ○千葉東テクノグリーンパーク	奨励金 ○固定資産税相当額の範囲内 (3年間)

12215

千葉県

旭市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設 5 千万円以上 増設 3 千万円以上	5人以上	課税免除	固定資産税	5年

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
旭市企業誘致及び 雇用の促進に関する 条例	H31.3	市内全域	補助金 ① 雇用奨励助成金 ・補助額(雇用純増 1 人あたり 30 万円 ・1,200 万円限度 ②緑化事業助成 ・補助額(2,000 円/㎡×緑化面積) ・1,000 万円限度

12217

千葉県

柏市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
<産業分野> バイオ、ナノ、ロボット、情報通信、環境、ライフサイエンス・健康・医療、食品、AI等 <施設> 工場、研究所等 <地域> 工業専用・工業地域、工業団地、工場適地等 <面積> 設置事業施設の敷地面積 1,000 平方メートル以上				
30,000	10	・投下固定資産額の2%の額 ・投下固定資産の2%の額 又は 200 万円のいずれか低い額	市内に事務所もしくは事業所又は事業施設を有していない場合	1年
10,000	10	・投下固定資産額の1%の額 ・投下固定資産の1%の額 又は 200 万円のいずれか低い額	市内に事務所もしくは事業所又は事業施設を有している場合	1年
5,000	10	・投下固定資産額の1%の額 ・投下固定資産の1%の額 又は 200 万円のいずれか低い額	東葛テクノプラザ又は東大柏ベンチャープラザに入居していた企業で、退去後3年以内に立地計画書の提出を行う場合	1年

12218

千葉県

勝浦市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
—	—	(半島振興地域) 不均一課税	固定資産税 初年度税率 0.14/100 2年度税率 0.35/100 3年度税率 0.70/100	3年間
2,700	—	(過疎地域) 課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
勝浦市企業立地 促進条例	H28.9 施行	市内に対象となる業種の事業所を新設、増設又は設備更新する企業等で投下固定資産額が500万円以上(法人にあつては、資本金の額によって取得価格要件が変更)以上に該当する場合 対象業種:製造業、旅館業、情報サービス業、情報通信技術利用事業、農林水産物等販売業、流通加工業、植物工場、観光業	○企業立地奨励金 対象事業の新設、増設又は設備更新に要する土地、家屋又は償却資産のうち新たに課税対象となる資産に係る固定資産税収納相当額を3年間奨励金として交付(不均一課税事業者は不均一課税後の額を限度)
		市内に対象となる業種の事業所を新設する場合で市内に在住かつ雇用保険の適用となる3人以上を新たに正規雇用した場合 対象業種:製造業、旅館業、情報サービス業、情報通信技術利用事業、農林水産物等販売業、流通加工業、植物工場、観光業	○雇用促進奨励金 新規雇用者1人あたり50万円 (2,000万円を限度額とし、交付は1回限りとする)

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
市原市企業立 地促進条例	H12.3 (H29.6 改正)	工場又は研究所であり、投下固定資産額が工場においては5億円以上、研究所においては1.5億円以上であること。	<p><大規模立地奨励金></p> <p>投下固定資産に係る各年度における固定資産税相当額の100分の50に相当する額。</p> <p>(対象施設に固定資産税が課せられることとなる年度から5年間で、限度額に達するまでとし、総額50億円まで)。</p>
		<p>成長分野関連施設であり、投下固定資産額が3億円以上であること。</p> <p>※成長分野関連施設:先端素材関連分野、医療関連分野、新エネルギー関連分野、環境リサイクル関連分野、情報通信関連分野。</p>	<p><成長分野立地奨励金></p> <p>投下固定資産に係る各年度における固定資産税相当額の100分の60に相当する額。</p> <p>(対象施設に固定資産税が課せられることとなる年度から5年間で、限度額に達するまでとし、総額5億円まで)。</p>
		事業者が中小企業であり、工場又は、研究所であり、投下固定資産額が5,000万円以上であること。	<p><立地奨励金></p> <p>投下固定資産に係る各年度における固定資産税に相当する額。</p> <p>(対象施設に固定資産税が課せられることとなる年度から、5年間で、限度額に達するまでとし、総額3億円まで)。</p>
		<p>事業者が中小企業であり、工場又は研究所であり、投下固定資産額が、当該施設に係る操業を開始した日から3年を経過するまでに1億円以上であること。</p> <p>※当該施設の操業に係る投下固定資産額を1,000万円以上含む。</p>	<p><累積投資型立地奨励金></p> <p>投下固定資産に係る各年度における固定資産税に相当する額。</p> <p>(全ての対象施設に固定資産税が課せられることとなる年度から、5年間で、限度額に達するまでとし、総額3億円まで)。</p>
		流通加工施設であり、投下固定資産額が1億円以上であること。	<p><流通加工施設奨励金></p> <p>投下固定資産に係る各年度における固定資産税に相当する額。</p> <p>(対象施設に固定資産税が課せられることとなる年度から、5年間で、限度額に達するまでとし、総額3億円まで)。</p>
		上記の奨励金を受けた事業者が新規常	<雇用促進奨励金>

	<p>用雇用者又は配置転換雇用者を1年以上雇用し、かつ、当該新規雇用者が交付申請時に市内に在住していること。</p>	<p>交付要件を満たす新規雇用者1人につき 50万円とする。 (指定を受けた年度の翌年度限り)</p>
--	--	---

12220

千葉県

流山市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
流山市企業等 立地の促進に 関する条例	H18.4	〈共通要件〉	奨励金・助成金
	H21.1 改正	1.流山市内の事業所の用に供する建物を取 得、若しくは新築し、又は賃借して事業を開 始するもの	(製造業の工場として建物を賃借した場 合を除く。)
	H22.10 改正	2.国税、都道府県税及び市町村税を完納し ていること	
	H30.7 改正	①投資固定資産額1億円以上 ②常時雇用従業員数が10人以上 ③対象施設: ○産業分類が総合工事業の用に供する事業 所 ○産業分類が製造業の用に供する工場 ○産業分類が情報通信業の用に供する事業 所 ○産業分類が学術研究、専門・技術サービ ス業の用に供する事業所 ○バイオテクノロジー、ナノテクノロジー、ロボ ット等の先端技術関連業務の用に供する事 業所 ○産業分類が一般診療所のうちの産科又は 小児科 ○その他特に産業の振興又は市民福祉の向 上に寄与すると市長が認めるもの ※産業分類とは、日本標準産業分類(平成 25年総務省告示第405号。)をいう。	企業等立地促進奨励金 ○固定資産税及び都市計画税の収納額に 相当する額を5年間交付(本社機能を有す る場合は7年間交付(産科又は小児科の一 般診療所を除く。))
	①企業等立地促進奨励金の交付要件を満た した立地企業等に対して、その所有する土地 又は建物を賃貸すること	立地企業等協力金 (製造業の工場に建物を賃貸した場合を除 く。)	
	①立地に係る土地を取得し、又は賃借した後 に1年以上雇用した常時雇用従業員のうち、 市内に住所を有する期間が1年以上のものを 5人以上雇用していること	雇用奨励金 ○新規雇用従業員1人当たり20万円を交 付(1回限り600万円限度)	

		<p>①発電能力が 10kw 以上の太陽光発電設備を立地日までに設置した企業</p>	<p>環境配慮型設備設置費助成金 ○太陽光発電設備設置費助成金 1kw 当たり5万円を乗じた額を交付(1回限り 100 万円限度)</p>
		<p>①有効貯水量5㎡以上の雨水利用設備を立地日までに設置した企業</p>	<p>○雨水利用設備設置費助成金 1㎡当たり5万円を乗じた額を交付(1回限り 100 万円限度)</p>

12223

千葉県

鴨川市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
投下固定資産(家屋、機械・装置、構築物)の取得額が以下の要件を満たすもの ○製造業、旅館業 ・個人、資本金 1,000 万円以下の法人 ⇒500 万円以上 ・資本金 1,000 万円超 ~5,000 万円以下の法人 ⇒1,000 万円以上 ・資本金 5,000 万円超の法人 ⇒2,000 万円以上 ○農林水産物等販売業、情報サービス業等 ⇒500 万円以上	—	(半島振興地域) 不均一課税	○固定資産税 対象事業の用に供する 下記の固定資産税 ・家屋、機械・装置、 土地 ○適用税率 初年度税率 0.14/100 2年度税率 0.35/100 3年度税率 0.70/100	3年間
(旧天津小湊町区域内のみ) 投下固定資産(家屋、機械・装置)の取得額が以下の要件を満たすもの ○製造業、旅館業、情報通信技術利用事業 ⇒2,700 万円超	—	(過疎地域) 不均一課税	○固定資産税 対象事業の用に供する 下記の固定資産税 ・家屋、機械・装置、 土地 ※旅館業の場合、機械・装置は対象外 ○適用税率 初年度税率 0.14/100 2年度税率 0.35/100 3年度税率 0.70/100	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容

<p>鴨川市企業立地及び雇用の促進に関する条例</p>	<p>H26.3</p>	<p>○すべての業種(条例施行規則で規定する事業を除く)</p> <p>○新設の場合 投下固定資産総額1億円以上かつ新規雇用者10人以上(中小企業者は、5,000万円以上かつ5人以上)</p> <p>○増設の場合 投下固定資産総額5,000万円以上かつ新規雇用者5人以上(中小企業者は、2,000万円以上かつ2人以上)</p>	<p>○企業立地奨励金 新設又は増設に伴い、新たに取得した固定資産に係る固定資産税収納額相当額 交付期間:3年度間</p> <p>○雇用促進奨励金 操業開始日から1年経過後の新規雇用者1人につき10万円(上限3,000万円) 交付回数:1回限り</p>
<p>鴨川市地域総合整備資金貸付要綱</p>	<p>H26.3</p>	<p>○法人格を有する民間事業者等</p> <p>○次のすべての条件を満たす事業(要綱で規定する事業を除く)</p> <p>(1)公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されるもの</p> <p>(2)事業の営業開始に伴い、市内において5人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの</p> <p>(3)用地取得費を除いた貸付対象費用の総額が2,500万円以上のもの</p> <p>(4)用地取得等契約後5年以内に事業の営業開始が行われるもの</p>	<p>○施設及び設備の取得などに係る資金の一部を無利子で融資</p> <p>○通常の地域</p> <p>(1)通常施設 ・融資限度額:10億5,000万円 ・融資比率:35パーセント</p> <p>(2)複合施設 ・融資限度額:15億7,000万円 ・融資比率:35パーセント</p> <p>○過疎地域(天津小湊地区)</p> <p>(1)通常施設 ・融資限度額:13億5,000万円 ・融資比率:45パーセント</p> <p>(2)複合施設 ・融資限度額:20億2,000万円 ・融資比率:45パーセント</p>

詳しくはこちら([企業立地及び雇用促進奨励制度](#))

12224

千葉県

鎌ヶ谷市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉※鎌ヶ谷市企業誘致促進条例

適用基準	措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上) 従業員(人以上)			
○企業立地奨励金 ・投下固定資産総額 【新設】 1億円以上 【市内再投資】 5,000万円以上 ・従業員 【新設】 常用雇用者10人以上 【市内再投資】 常用雇用者5人以上	○対象事業 ア製品の製造に係る事業 ※主として管理事務を行う本社等 イ本市の特産品の加工に係る事業 ウ情報通信に係る事業 エ運輸又は物流に係る事業 オ小売に係る事業 カ教育又は学習支援に係る事業 キ医療(産科及び夜間診療を行う小児科に限る。)に係る事業 ク農業(植物工場によるものに限る。)に係る事業 ケアからクまでに掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業 ○対象地域 ・市街化区域 第一種住居地域・第二種住居地域・準住居地域・近隣商業地域・商業地域・準工業地域 ・市街化調整区域 特定流通業務施設地区 ※医療業は市内全域が対象 ※新鎌ヶ谷特定土地区画整理事業施行地区を除く	【取得型】 固定資産税・都市計画税、法人市民税(限度額:年間300万円)相当額 【賃借型】 ※新設のみ 法人市民税相当額(限度額:年間300万円)	【取得型】 5年間 【賃借型】 3年間
○企業誘致協力金 ・指定企業に事業施設を売却又は賃貸すること ・国税及び地方税を滞納していないこと		固定資産税・都市計画税相当額	【売却】 1年間 【賃貸】 3年間

12225

千葉県

君津市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
君津市企業誘致条例	S62.4 H19.4 改正 H27.4 改正 H28.4 改正	<p>〈立地奨励金〉</p> <p>本市に事業所を新設・増設する企業</p> <p>① 対象業種 製造業、情報通信業、流通加工業、卸売業、小売業、飲食サービス業、農業、宿泊業、新エネルギー関連産業</p> <p>② 投資・雇用等条件 ・製造業、情報通信業、流通加工業の場合 操業開始日から投下固定資産の取得に要する費用の総額が1億円以上(事業所内に保育施設を設置する場合は 5 千万円以上)であること かつ、常用雇用者5人以上であること ・卸売業、小売業、飲食サービス業の場合 操業開始日から投下固定資産の取得に要する費用の総額が1億円以上(事業所内に保育施設を設置する場合は5千万円以上)であること かつ、常用雇用者 10 人以上であること ・農業の場合 操業開始日から投下固定資産の取得に要する費用の総額が3千万円以上であること かつ、常用雇用者3人以上であること ・宿泊業の場合 操業開始日から投下固定資産の取得に要する費用の総額が1億円以上(事業所内に保育施設を設置する場合は5千万円以上)であること</p>	<p>【奨励金交付額】</p> <p>① 市内に事業所を有しない企業が市内へ新たに事業所を設置する場合(以下、新設ア) 法人市民税・固定資産税・都市計画税の納付相当額を5年間交付</p> <p>② 市内に事業所を有する企業が既存事業所とことなる業種の事業所を市内へ設置(以下、新設イ) 当該事業所に係る固定資産税・都市計画税納付相当額を5年間交付</p> <p>③ 市内に事業所を有する企業が事業拡大のため同一業種の事業所を市内に設置する場合(以下、増設) 当該事業所に係る固定資産税・都市計画税納付相当額を5年間交付</p>

		<p>かつ常用雇用者3人以上であること</p> <p>・観光業の場合 操業開始日から投下固定資産の取得に要する費用の総額が2億円以上(事業所内に保育施設を設置する場合は1億円以上)であること かつ常用雇用者5人以上であること</p> <p>・新エネルギー関連産業の場合 操業開始日から投下固定資産の取得に要する費用の総額が3億円以上(事業所内に保育施設を設置する場合は1億5千万円以上)であること かつ常用雇用者10人以上であること</p> <p>※増設の要件 新設した事業所の操業開始日から10年以内の増設であること</p> <p>※新設・増設の共通要件 環境の保全について、適切な措置が講じられていること</p>	
		<p><累積投資型立地奨励金></p> <p>本市に事業所を新設・増設する企業</p> <p>① 対象業種 製造業、情報通信業、流通加工業、卸売業、小売業、飲食サービス業</p> <p>② 投資・雇用等条件</p> <p>・新設の場合 (製造業、情報通信業、流通加工業) 操業開始日から投下固定資産の取得に要する費用の総額が3年以内に2億円以上(事業所内に保育施設を設置する場合は1億円以上)であること、又は、投下固定資産の取得に要する費用が3年以内に1億円以上(事業所内に保育施設を設置する場合は5千万円以上)かつ常用雇用者5人</p>	<p>【奨励金交付額】</p> <p>新設(新設ア、イ)又は増設した企業 固定資産税・都市計画税・法人市民税(※)の納付相当額を3年間交付 ※法人市民税納付相当額については、市内に事業所を有しない企業が新たに事業所を設置する場合に限る</p> <p>【交付申請回数】 何度でも可能</p>

		<p>以上であること</p> <p>(卸売業、小売業、飲食サービス業)</p> <p>操業開始日から投下固定資産の取得に要する費用の総額が3年以内に2億円以上(事業所内に保育施設を設置する場合は1億円以上)であること、又は、投下固定資産の取得に要する費用が3年以内に1億円以上(事業所内に保育施設を設置する場合は5千万円以上)かつ常用雇用者 10人以上であること</p> <p>・増設の場合</p> <p>操業開始日から投下固定資産の取得に要する費用の総額が3年以内に2億円以上(事業所内に保育施設を設置する場合は1億円以上)であること、又は、投下固定資産の取得に要する費用が3年以内に1億円以上(事業所内に保育施設を設置する場合は5千万円以上)であること。</p> <p>※共通要件</p> <p>環境の保全について、適切な措置が講じられていること</p> <p>操業開始時に取得した投下固定資産額について3千万円以上の投資がなされていること</p>	
		<p>雇用促進奨励金</p> <p>① 対象業種</p> <p>製造業、情報通信業、流通加工業、卸売業、小売業、飲食サービス業、農業、宿泊業、観光業、新エネルギー関連産業</p> <p>② 投資・雇用等条件</p> <p>事業所の稼働開始6ヶ月前から3ヶ月後の期間に、事業所内において新規に雇った市民常用雇用者のうち、操業開始日から</p>	<p>【奨励金交付額】</p> <p>1名につき 30 万円を交付</p> <p>※1回限り</p>

		15か月経過した日に引き続き雇用している 市民常用雇用者が5人以上の場合	
--	--	---	--

詳しくはこちら([君津市企業誘致奨励金制度](#))

12226

千葉県

富津市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
富津市企業誘致条例	S61.3 H16.9 改正	○投下固定資産総額1億円以上の新設 ○常時雇用従業員数 10 人以上 ○環境の保全について適切な措置が講じられていること	奨励金 ○固定資産税収納額相当額の範囲内 (3年間)

12229

千葉県

袖ヶ浦市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
袖ヶ浦市の森工業団地企業立地促進条例	H16.12	【企業立地奨励金】	袖ヶ浦市の森工業団地内に新設した工場等に係る固定資産税の納付額の100分の50に相当する額を5年間交付する。(限度額年2億円) 重点立地促進分野であって、操業開始日における事業従事者数が50人以上の場合は、固定資産税の納付額に相当する額を3年間交付する。 (限度額年2億円)
	H27.3 改正	袖ヶ浦市の森工業団地内に工場等を新設した企業。	
		【地元雇用奨励金】	1人当たり30万円を1回限り交付する。
袖ヶ浦市企業振興条例	H22.4	【新規立地奨励金】	対象施設に係る各年度における固定資産税納付相当額の100分の50に相当する額を、固定資産税が課せられることとなる翌年度から5年間交付する。ただし、1事業者につき1年度当たり2億円を限度とする。
	H26.12 改正	一体の工事により取得した対象施設の新設で投下固定資産額が3億円以上。	
	R1.12 改正	中小企業者にあつては1億円以上(宿泊施設にあつては5,000万円以上、卸売・小売関連施設にあつては投下固定資産額(土地に係る部分を除く。)が5,000万円以上)のもの。	
		【大規模設備投資奨励金】	対象施設に係る各年度における固定資産税納付相当額の100分の50に相当する額を、固定資産税が課せられることとなる翌年度から3年間交付する。(研究関連施設、環境対応型施設にあつては3億円以上)。 中小企業者にあつては3,000万円以上 ○卸売・小売関連施設にあつては店舗面積1,000㎡以上を対象とする。
		【成長分野促進】(新設)	対象施設に係る各年度における固定資産税

	<p>成長分野(※)に係る対象施設の新設で、投下固定資産額が3億円以上</p> <p>※環境・新エネルギー関連分野、情報通信関連分野、先端素材関連分野、医療関連分野</p>	<p>納付相当額の100分の60に相当する額を、固定資産税が課せられることとなる翌年度から5年間交付する。ただし、1事業者につき1年度当たり1億円を限度とする。</p>
	<p>【地元雇用奨励金】</p> <p>対象施設の新設、増設又は更新に伴い、市内に住所を有する者を常用雇用者として新規に雇用し、かつ、雇用した日から1年以上継続して雇用した場合。</p>	<p>新規雇用者1人当たり30万円とする。1回限り。</p>

12230

千葉県

八街市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
八街市企業立地 促進助成金交付 要綱	H28. 4	<p>①市内において工場等を有しない者が市内に土地又は、借地権を取得し新たに工場等を設置し事業を開始するとともに、将来にわたって事業を継続する見込みであること。</p> <p>②設置する工場等の敷地面積が 1,000 m²以上であること。</p> <p>③設置する工場等の事業の用に供するために取得する投下固定資産額が 1 億円以上であること。</p> <p>④設置する工場等で従事する正規雇用者が5人以上であること。</p> <p>※上記の要件をすべて満たしていること。</p>	<p>○助成内容 事業の用に供するために取得した土地、家屋、償却資産に係る固定資産税納税額に相当する額</p> <p>○助成期間 八街市企業立地促進助成金交付要綱第6条に規定する認定企業事業開始届に記載された事業開始年月日の翌年の4月1日から起算して3年以内</p>

12231

千葉県

印西市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
印西市企業立地促進条例	H15.4	<p>〈企業立地奨励金〉</p> <p>対象施設を新設、増設及び移転して事業を営むもので投下固定資産額が5億円以上(業種及び施設により異なる)</p> <p>○対象業種</p> <p>①製造業</p> <p>②電気・ガス・熱供給・水道業</p> <p>③情報通信業</p> <p>④運輸業、郵便業の航空運輸業のうち航空運送業</p> <p>⑤学術研究、専門・技術サービス業のうち学術・開発研究機関</p> <p>⑥宿泊業、飲食サービス業の宿泊業のうち旅館、ホテル</p> <p>⑦生活関連サービス業、娯楽業の娯楽業のうち公園、遊園地</p> <p>⑧上記のほか、特に市長が認める業種</p> <p>※投下固定資産額とは、事業者が対象施設の新設、増設又は移転に要した費用のうち地方税法第 341 条に規定する土地、家屋及び償却資産の取得に係る合計額をいう。</p>	<p>○対象施設の固定資産税収納相当額を限度として交付(増設・移転の場合は土地・家屋の固定資産税相当額を限度として交付)</p> <p>○奨励金の総額は 70 億円を上限として交付(交付対象期間通算の上限額)</p> <p>○交付対象期間は、操業開始の翌年の4月1日から起算して5年間または7年間(業種、投下固定資産額による)</p> <p>※国有資産等所在市町村交付金の対象となる土地を事業用借地する場合は、当該交付金相当額を土地の固定資産税収納相当額とみなす。この場合、交付対象期間は操業開始の翌々の4月1日から起算</p>
		<p>〈雇用促進奨励金〉</p> <p>対象施設の新設、増設又は移転に伴い、操業開始日の6ヵ月前から操業開始日までに雇用され操業開始日の 12 ヶ月後においても引き続き雇用されている市民である常用雇用者が 10 人以上</p>	<p>○対象となる常用雇用者1人につき 20 万円、障害者の場合は 30 万円を交付</p> <p>○奨励金の総額は 2,000 万円を上限として交付</p> <p>○奨励金の交付は1回限り</p>

12232

千葉県

白井市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
白井市企業立地促進条例	H18.4 H28.4 改正	①土地を確保した後、3年以内に操業を開始していること ②投下固定資産額が1億円以上であること ③10人以上の常用雇用者を雇用していること ④市税等を完納していること	奨励金 〈企業立地奨励金〉 ①交付期間 ・操業開始後、最初に固定資産税及び都市計画税が賦課される年度から起算して5年間 ②交付金額 ・各年度の固定資産税及び都市計画税相当額の1/2 ③交付時期 ・各年度の市税、使用料その他の公課を完納した日以降
		①操業開始日の3箇月前から操業開始後の3箇月後までの間に市民(外国人を含む)である常用雇用者(雇用保険の未加入者を除く)を5人以上、引き続き1年以上雇用していること ②市税等を完納していること	〈雇用促進奨励金〉 ①交付回数 ・1回限り ②交付金額 ・市民常用雇用者1人につき、10万円を交付(市民常用雇用者が障害者の場合は1人につき30万円を交付) ③交付時期 ・交付操業開始日から起算して15箇月を経過した日以降
白井市商業施設等誘致促進条例	H31.4	①市街化調整区域のうち、市都市マスタープランに基づく土地利用方針図における公益的施設誘導地区において都市計画の決定を受けた地区計画の区域における開発行為及び関連する施設の整備に1億円以上の事業費を支出していること	奨励金 (商業施設等立地奨励金) ①交付期間 ・施設業務開始後、最初に固定資産税及び都市計画税が賦課される年度から起算して3年間 ②交付金額 ・各年度の固定資産税及び都市計画税相当額(※開発行為を行う前から区域内に存し

			<p>ていた家屋や付随する土地・償却資産、 施設で事業を営むものが区域内で賃借し ている償却資産を除く)</p> <p>③交付時期</p> <p>・各年度の市税、使用料その他の公課を完 納した日以降</p>
--	--	--	--

12233

千葉県

富里市

〈補助金、融資、奨励金等の優遇措置等〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
富里市工業団地企業立地促進条例	H16.4 施行	①富里工業団地及び富里第二工業団地に立地する企業であること ②投下固定資産額が1億円以上の工場、研究所、その他事業所であること ③操業開始時対象施設の常用雇用者が5名以上であること ④公害等発生防止の措置、周辺環境に十分配慮された施設であること ⑤市税等が完納されていること	奨励金 ○立地奨励金 対象施設の固定資産税収納相当額を限度として、操業開始の翌年の4月1日から起算して3年間交付 ※都市計画税は対象外とする ○雇用奨励金 操業開始時に富里市民を5名以上新規に正規雇用した場合に、1人10万円を操業開始した日から1年を経過した日以後に1回に限り交付 ※新規正規雇用者は、操業開始3ヶ月前から操業日までに雇用された者とする
富里市企業立地促進条例	R2.10 施工	①富里市都市計画課策定の「市街化調整区域における土地利用方針及び地域計画ガイドライン」等に位置付けられた地域に立地する企業であること ②投下固定資産額1億円以上 ③対象施設の敷地面積が1ha 以上 ④対象施設の常時雇用者が5人以上 ⑤公害等の発生防止の措置がなされ、周辺環境に十分配慮された対象施設であること ⑥市税等を完納していること	○立地奨励金 対象施設の固定資産税収納相当額を限度として、操業開始の翌年の4月1日から起算して2年間交付。ただし、本社事務所については操業開始の翌年の4月1日から起算して3年間交付。 ○雇用奨励金 操業開始時に富里市民を5名以上新規に正規雇用した場合に、1人10万円を操業開始した日から1年を経過した日以後に1回に限り交付 ※新規正規雇用者は、操業開始3ヶ月前から操業日までに雇用された者とする

12234

千葉県

南房総市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員 (人以上)			
(半島振興地域)	—	不均一課税	固定資産税 初年度税率 0.14/100 2年度税率 0.35/100 3年度税率 0.70/100	3年間
(過疎地域)	—	不均一課税	固定資産税 初年度税率 0.14/100 2年度税率 0.35/100 3年度税率 0.70/100	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
南房総市企業誘致及び雇用促進に関する条例	H21.9 施行 H24.4 改正	①市が指定する業種 ②新規立地企業及び事業拡大する事業者 ③投下固定資産総額が1億円以上(中小企業 3,000 万円以上)※土地・建物・償却資産 ④新規常用雇用のうち前1年以上の市内在住者が10人以上(中小企業3人以上) ⑤全従業員数のうち常用雇業者が1/2以上	立地奨励金 ○固定資産税相当額(不均一課税事業者は不均一課税後の額を限度) ・交付期間 5年間
			雇用促進奨励金 ○新規雇用者で1年以上の常用雇用者1人につき60万円(総額3,000万円を限度) ○交付回数 1年を経過後1回限り
			雇用促進奨励金の特例 ○常用雇業者の割合が1/2以上の要件を満たしていなかった事業所が4年以内に当該要件を満たした場合、1人につき60万円(総額3,000万円を限度) ○交付回数 1年を経過後1回限り
			環境推進奨励金 ○新エネルギー利用施設を国又はそれに準じる機関から補助を受けて設置したとき ○当該補助の算定基準額の1/10に相当する額を交付(総額500万円を限度)

			○交付回数 1年を経過後1回限り
--	--	--	------------------

12235

千葉県

匝瑳市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
3,000	常時雇用5	課税免除	固定資産税	5年間

12236

千葉県

香取市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
香取市企業立地促進条例	H23.4	<ul style="list-style-type: none"> ○投下固定資産総額1億円以上で、かつ新規常用雇用者数が10人以上 ○中小企業者にあつては、投下固定資産総額 5,000 万円以上で、かつ新規常用雇用者数が5人以上 	立地奨励金 <ul style="list-style-type: none"> ○固定資産税納付額を限度として事業開始の翌年の4月1日から起算して5年間交付
		<ul style="list-style-type: none"> ○立地奨励金交付基準に該当し、市内に住所を有する者を新規常用雇用者として、1年以上引き続いて雇用していること ○特例として新規常用雇用者が15人以上である場合は対象事業とする 	雇用促進奨励金 <ul style="list-style-type: none"> ○市内に住所を有する者1人につき15万円(3年間で新規雇用者総数100人を限度)

12237

千葉県

山武市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員 (人以上)			
・対象業種 製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、小売業、宿泊業等 ・投下固定資産総額 1億円以上 (中小企業者の場合は5,000万円以上) ・従業員 常用雇用者10人以上 (中小企業者の場合は5人以上)		○ 企業立地奨励金 操業までに取得した投下固定資産(土地・建物・償却資産)に課された固定資産税の納税額に相当する額を交付。	固定資産税相当額	5年間
		○ 雇用促進奨励金 雇用期間に定めがなく、操業開始時より1年間勤務をしている市内在住の雇用者1人につき20万円を乗じた額を交付(上限2,000万円)。	対象雇用者1人につき20万円(上限2,000万円)	操業開始から1年を経過した後に1回限り
		○ 埋蔵文化財発掘調査奨励金 対象施設の設置に伴い実施した埋蔵文化財発掘調査にかかった費用(試掘調査費、消費税及び地方消費税を除く。)の2分の1に相当する額(千円未満切り捨て)を交付(上限500万円)。	埋蔵文化財発掘調査にかかった費用の2分の1(上限500万円)。	企業立地奨励金の交付時に併せて交付

12238

千葉県

いすみ市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
—	—	(半島振興地域) 不均一課税	固定資産税 初年度税率 0.14/100 2年度税率 0.35/100 3年度税率 0.70/100	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
いすみ市産業振興 及び雇用の促進に 関する条例	H18.6.16 制定	○対象事業者で市内に工場等を新設・増 設・改修したもので、投下固定資産総額1 億円以上ただし、中小企業者は3,000万円 以上。 ○新規常用雇用者数が10人以上 ただし、中小企業者及び観光・宿泊業にあ っては3人以上 ○例外規定で新規常用雇用者が15人 以上である場合は対象事業とする ○新規雇用者数の要件を満たせず指定を 受けられなかった事業者が、4年以内に要 件を満たした場合、その日から1年を経過し た日に雇用促進奨励金の交付対象とする。	立地奨励金 ○固定資産税相当額 5年間
	H30.4.1 改正		雇用促進奨励金 ○1年以上の新規常用雇用者の内、市内 居住者1人につき60万円を乗じた額(限 度額2,000万円、1回に限る)
			便宜供与 ○用地取得の斡旋 ○事業資金融資の斡旋 ○その他市長が特に必要と認めるもの

12239

千葉県

大網白里市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
大網白里市企業誘致条例	S61.3 H31.3 改正	○投下固定資産総額1億円以上 ○常時雇用従業員数 10 人以上	奨励金 ○固定資産税額の範囲内(3年間)

12322

千葉県

酒々井町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
酒々井町企業立地 促進条例	H27.4	<p>①町内に事業所を有しない新規立地</p> <p>②町内に事業所を有する企業が現在と異なる事業による立地</p> <p>③町内の事業所を廃止した移転立地</p> <p>上記①～③のいずれかに該当し、次の各団地での要件を満たした場合</p> <p>【南部地区新産業団地】</p> <p>○敷地面積 3,000 m²以上で町内在住正規雇用5人以上</p> <p>【墨工業団地】</p> <p>○投下固定資産額1億円以上で町内在住正規雇用 10人以上</p>	<p>【立地奨励金】</p> <p>○固定資産税(建物・償却資産)</p> <p>100%5年間補助</p> <p>※土地を取得して5年以内に操業開始した場合は土地も含む</p> <p>※南部地区新産業団地は都市計画税も含む</p> <p>○法人町民税相当額 100%5年間補助</p> <p>※町外の企業の新規立地に限る</p> <p>【雇用奨励金】</p> <p>○町内在住正規雇用1人あたり</p> <p>年 20 万円</p> <p>○町内在住非正規雇用1人あたり</p> <p>年5万円</p> <p>※対象期間は5年間、但し、雇用形態が非正規から正規に切り替えた場合は、年 20 万円を改めて5年間支給</p> <p>※障害者の場合は、上記に 10 万円加算</p> <p>※交付対象期間は、操業開始日3か月後から 10 年間</p>

12329

千葉県

栄町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
栄町企業立地促進 事業補助金	H27.7.1	栄町の区域内で3年以上操業し、投 下固定資産額が10億円以上の企業 が、同区域内に工場等を新設又は改 築する場合に補助金を交付する。	投下固定資産額1億円につき1万円。 ただし、その額が100万円を超えるときは100 万円を限度とする。

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
多古町企業 誘致条例	H28.12	<p>〈対象事業〉</p> <p>日本標準産業分類(平成 25 年総務省告示第 405 号)に定める産業のうち次に定めるもの。</p> <p>大分類Aー農業のうち中分類 01 農業のうち植 木工場に限るもの。ただし、植木工場とは、施 設内で植物の生育環境を制御して、野菜等の 植物の計画的な生産を行うことができる栽培施 設をいう。</p> <p>大分類Eー製造業</p> <p>大分類Gー情報通信業</p> <p>大分類Hー運輸業、郵便業</p> <p>大分類Iー卸売業、小売業</p> <p>大分類Lー学術研究、専門・技術サービス業</p> <p>大分類Mー宿泊業、飲食サービス業内、中分 類 75 宿泊業内、小分類 751 旅館、ホテル</p> <p>大分類Nー生活関連サービス業、娯楽業内、 中分類 80 娯楽業内、小分類 805 公園、遊園地</p> <p>大分類Rーサービス業(他に分類されないもの) のうち中分類 89 自動車整備業、中分類 90 機 械等修理業及び中分類 92 その他の事業サー ビス業に掲げるコールセンター業</p> <p>〈対象地区〉</p> <p>町内全域</p> <p>〈投下固定資産総額〉</p> <p>1 億円以上</p> <p>〈敷地面積〉</p> <p>1,000 m²以上</p> <p>※増設の場合(敷地を拡張した場合に限る)は、 拡張した部分の敷地面積が 500 m²以上</p> <p>〈延床面積〉</p> <p>新設または移設:500 m²</p> <p>増設:増加した部分の延床面積が 250 m²以上</p>	<p>〈企業奨励金〉</p> <p>新設又は移設を行った場合:新設又は移設の ために取得した土地、建物及び償却資産に対 して課された固定資産税に相当する額に以下 の割合を乗じた額を、事業所の事業開始の日 の属する年度の翌年度(当該年度に当該固定 資産税が課されない場合は、その翌年度)から 3か年度分に限り交付する。</p> <p>1年目: 9割 2年目: 7割 3年目: 5割</p> <p>増設を行った場合:再投資(投下固定資産額 が 1 億以上)により新たに取得した土地、建物 及び償却資産に対して課された固定資産税に 相当する額の5割を乗じた額を、事業所の事業 開始の日の属する年度の翌年度(当該年度に 当該固定資産税が課されない場合は、その翌 年度)から 1 か年度分に限り交付する。</p>
			<p>〈雇用促進奨励金〉</p> <p>常時正規雇用する従業員で町内に住所を有 する者のうち、新設等に伴い、事業所における 事業開始の前6か月から事業開始の日後6 か月までに新規に雇用された従業員が、事業 開始の日から起算して1か年を経過した日にお いて、引き続き町内に住所を有し、かつ、継続 して雇用されている場合:交付要件に該当する 者の数に 10 万円を乗じた額(300 万円を超える ときは、300 万円とする。)を 1 回に限り交付す る。</p>
			<p>〈従業員転入奨励金〉</p> <p>既正規雇用従業員で町外に住所を有する者の うち、新設等に伴い、事業所における事業開始 の日後6か月までに町内へ転入した従業員が、 1年間継続して町内に住所を有し、かつ、継続</p>

			して雇用されている場合: 交付要件に該当する者の数に 10 万円を乗じた額 (300 万円を超えるときは、300 万円とする。) を 1 回に限り交付する。
--	--	--	--

12349

千葉県

東庄町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
東庄町企業誘致条例	S60.3	東庄工業団地内の新設 ○投下固定資産総額3億円以上 ○常時雇用従業員数 20 人以上	奨励金 ○固定資産税相当額の範囲内 (3年間)

12409

千葉県

芝山町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
芝山町企業誘致条例	H2.6	工業団地内の新設 ○投下固定資産総額5億円以上(対象:製造事業用設備) ○常時雇用従業員数 30 人以上	奨励金 ○固定資産税相当額 初年度 全額 2年度 1/2 3年度 1/3

12410

千葉県

横芝光町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 （万 円以上）	従業員（人以上）			
大企業（1億円以上）	10人以上	企業立地奨励金	固定資産税相当額	5年間
中小企業（5千万円以上）	5人以上			
町内在住新規常用雇用者		雇用奨励金	20万円/人	3年間

12421

千葉県

一宮町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
一宮町企業誘致条例	S29	○投下固定資産総額 1,000 万円以上 ○常時雇用従業員数 30 人以上	奨励金 ○工場に対する町税相当額の範囲内 (3年間)

12423

千葉県

長生村

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
長生村企業立地条例	H18.12 H27.6(全部 改正)	(工業地域、準工業地域及びその他) ①投下固定資産総額が5千万円以上 で、かつ新規正規雇用者数1人以上 ②投下固定資産総額が3億円以上で、 かつ新規正規雇用者数3人以上 ③投下固定資産総額が 20 億円以上 で、かつ新規正規雇用者数5人以上 ④投下固定資産総額が 100 億円以上 で、かつ新規正規雇用者数 10 人以上	企業立地奨励金 (工業地域、準工業地域及びその他) ①指定施設に係る固定資産税相当額の 90/100 に相当する額(1千万円を限度とする)を3年間交付 (交付限度額総額3千万円) ②指定施設に係る固定資産税相当額の 85/100 に相当する額(5千万円を限度とする)を4年間交付 (交付限度額総額2億円) ③指定施設に係る固定資産税相当額の 80/100 に相当する額(1億円を限度とする)を 5年間交付 (交付限度額総額5億円) ④指定施設に係る固定資産税相当額の 75/100 に相当する額(2億円を限度とする)を5年間交付 (交付限度額総額 10 億円)
		(農工地区) ①事業所の新設 投下固定資産総額5千万円以上で、か つ新規正規雇用者数2人以上 ②事業所の増設又は移転 投下固定資産総額5千万円以上で、か つ新規正規雇用者数1人以上	(農工地区) ①指定施設に係る固定資産税相当額(2億 円を限度とする)を3年間交付 (交付限度額総額6億円) ②指定施設に係る固定資産税相当額(1億 円を限度とする)を3年間交付 (交付限度額総額3億円)
		(工業地域、準工業地域、農工地区及 びその他) ①村内に住所を有する新規正規雇用 者数	雇用促進奨励金 (工業地域、準工業地域、農工地区及びその 他) ①村内に住所を有する新規正規雇用者の数 に 10 万円を乗じて得た額 (1千万円を限度)

12424

千葉県

白子町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
白子町企業誘致条例	S35.10	○投下固定資産時価額2億円以上 ○常時雇用従業員数 50 人以上	奨励金 ○固定資産税額の範囲内(3年間)

12426

千葉県

長柄町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
長柄町企業立地促進条例	H28.6	投下固定資産総額 3,000 万円 以上	奨励金 固定資産税相当額の 100 分の 90 (3年間)

12427

千葉県

長南町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員 (人以上)			
—	—	(本町区域内)課 税免除	固定資産税	3年間

※長南町過疎地域固定資産税課税免除条例 平成 22 年4月1日から適用 (担当課:税務住民課)

12441

千葉県

大多喜町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
—	—	(半島振興地域) 不均一課税	固定資産税 初年度税率 0.14/100 2年度税率 0.35/100 3年度税率 0.70/100	3年間
		過疎地域 課税免除 (対象施設の取得価 格の合計が2,700万 円以上)	固定資産税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
大多喜町企業誘致 及び雇用促進に関 する条例	平成22年11 月	対象施設に係る建物又は償却設備の 取得価格の合計が1,000万円以上 対象施設に係る新規雇用者が5人以上 雇用期間が1年以上で住民登録が1.6 か月以上	事業所設置奨励金 固定資産税相当額以内5年間 雇用促進奨励金 新規雇用者1人50万円(上限1,000万円、 1回限り)

12443

千葉県

御宿町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
1億円以上、ただし中小企業基本法第2条に規定する企業にあつては1,000万以上	5人以上ただし、中小企業及び宿泊業にあつては2人以上	立地奨励金	固定資産税相当額ただし、製造業又は旅館業の事業対象者で御宿町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例第3条の規定による届け出をした事業所にあつては不均一課税の額	5年間
		(半島振興地域) 不均一課税	固定資産税 初年度税率 0.14/100 2年度税率 0.35/100 3年度税率 0.70/100	3年間

12463

千葉県

鋸南町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
—	—	(過疎地域・半島振興 対策地域) 不均一課税	固定資産税 初年度税率 0.14/100 2年度税率 0.35/100 3年度税率 0.70/100	3年間